

令和4年小田原市議会9月定例会議案

(議案第55号～議案第61号)

令和4年9月1日提出

案 議 例 條

議案第 55 号

小田原市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

小田原市職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年小田原市条例第 10 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 5 号中「次のいずれかに該当する非常勤職員」を「非常勤職員であって、次のいずれかに該当するもの」に改め、同号ア(ア)中「第 2 条の 4」を「当該子の出生の日から第 3 条の 2 に規定する期間内に育児休業をしようとする場合にあっては当該期間の末日から 6 月を経過する日、第 2 条の 4」に、「、2 歳」を「当該子が 2 歳」に改め、同号イを次のように改める。

イ 次のいずれかに該当する非常勤職員

(ア) その養育する子が 1 歳に達する日（以下「1 歳到達日」という。）（当該子について当該非常勤職員が第 2 条の 3 第 2 号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の 1 歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日。以下(ア)において同じ。）において育児休業をしている非常勤職員であって、同条第 3 号に掲げる場合に該当して当該子の 1 歳到達日の翌日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

(イ) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている場合であって、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続いて特定職に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

第 2 条第 5 号ウを削る。

第 2 条の 3 第 3 号を次のように改める。

(3) 1 歳から 1 歳 6 か月に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次に掲げる場合のいずれにも該当する場合（当該子についてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしている場合であって第 3 条第 7 号に掲げる事情に該当するときはイ及びウに掲げる場合に該当する場合、規則で定める特別の事情がある場合にあってはウに掲げる場合に該当する場合） 当該子の 1 歳 6 か月到達日

ア 当該非常勤職員が当該子の 1 歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくは

これに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日）の翌日（当該配偶者がこの号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあっては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

イ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳到達日（当該配偶者が同号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において地方等育児休業をしている場合

ウ 当該子の1歳到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として規則で定める場合に該当する場合

エ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）後の期間においてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしたことがない場合

第2条の4各号列記以外の部分を次のように改める。

育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6か月から2歳に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次の各号に掲げる場合のいずれにも該当する場合（当該子についてこの条の規定に該当して育児休業をしている場合であって次条第7号に掲げる事情に該当するときは第2号及び第3号に掲げる場合に該当する場合、規則で定める特別の事情がある場合にあっては同号に掲げる場合に該当する場合）とする。

第2条の4中第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同号の前に次の1号を加える。

(1) 当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日（当該非常勤職員の配偶者がこの条の規定に該当し、又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする

場合にあつては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日)を
育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

第2条の4に次の1号を加える。

(4) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日後の期間において
この条の規定に該当して育児休業をしたことがない場合

第2条の5を削る。

第3条中第5号を削り、第6号を第5号とし、同条第7号中「第2条の4」を「前
条」に改め、同号を同条第6号とし、同条第8号中「その任期」を「任期を定めて採用
された職員であつて、当該任期」に、「非常勤職員が、当該育児休業に係る子について、
当該任期が」を「ものが、当該任期を」に、「に特定職に引き続き」を「引き続いて特
定職に」に、「任期の末日」を「育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末
日」に、「引き続き採用される日」を「採用の日」に改め、同号を同条第7号とする。

第3条の次に次の1条を加える。

(育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定め
る期間)

第3条の2 育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条
例で定める期間は、57日間とする。

第11条第6号中「育児休業等計画書」を「育児短時間勤務計画書」に改める。

附 則

この条例は、令和4年10月1日から施行する。

令和4年9月1日提出

小田原市長 守 屋 輝 彦

(理由)

育児と仕事とを両立しやすくするための育児休業等に係る国の制度改正を踏まえ、非
常勤職員に係る育児休業の取得要件の緩和等を行うため提案するものであります。

議案第56号

小田原市手数料条例の一部を改正する条例

小田原市手数料条例（平成12年小田原市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第18条第1項第2号中「除く。）」の次に「又は同法第5条第6項若しくは第7項の規定に基づく長期優良住宅維持保全計画の認定の申請」を加え、同項第3号中「場合を除く。）」の次に「又は同法第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅維持保全計画の変更の認定の申請に対する審査」を、「係る長期優良住宅建築等計画」の次に「又は長期優良住宅維持保全計画」を加え、同項第6号中「第5条第5項」の次に「又は第7項」を加える。

附 則

この条例は、令和4年10月1日から施行する。

令和4年9月1日提出

小田原市長 守 屋 輝 彦

（理由）

長期優良住宅の普及の促進に関する法律が一部改正され、建築行為を伴わない既存住宅の長期優良住宅認定制度が創設されることに伴い、その審査手数料を定めるため提案するものであります。

議案第 57 号

小田原市市税条例の一部を改正する条例

小田原市市税条例（昭和 50 年小田原市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。
附則第 5 項第 2 号を次のように改める。

(2) 法附則第 15 条第 2 項第 5 号に規定する条例で定める割合 5 分の 4

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 令和 2 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 1 号）第 1 条の規定による改正前の地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）附則第 15 条第 2 項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

令和 4 年 9 月 1 日提出

小田原市長 守 屋 輝 彦

（理由）

地方税法が一部改正され、下水道除害施設に係る固定資産税の課税標準の特例措置が見直されたことに伴い、所要の措置を講ずるため提案するものであります。

議案第 58 号

小田原市地区計画の区域内における建築物に係る制限に関する条例及び小田原市地区計画形態意匠条例の一部を改正する条例

(小田原市地区計画の区域内における建築物に係る制限に関する条例の一部改正)

第 1 条 小田原市地区計画の区域内における建築物に係る制限に関する条例（平成 6 年小田原市条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 に次のように加える。

久野地区地区整備計画区域	都市計画法第 20 条第 1 項の規定により告示された小田原都市計画地区計画久野地区地区計画において地区整備計画が定められた区域
--------------	--

別表第 2 に次のように加える。

久野地区地区整備計画区域	A 地区	(1) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場、場外勝舟投票券発売所 その他これらに類するもの (2) 法別表第 2（ぬ）項に掲げる建築物
--------------	------	--

別表第 4 に次のように加える。

久野地区地区整備計画区域	全地区	地区整備計画の計画図に定める 1 号壁面境界線から 5.0 メートルかつ当該計画図に定める 2 号壁面境界線から 2.5 メートル
--------------	-----	---

別表第 4 備考に次のように加える。

- 4 久野地区地区整備計画区域の項の規定は、法第 44 条第 1 項第 4 号の許可を受けた建築物（当該建築物を昇降するためのエレベーター、エスカレーター、階段又はスロープに係る建築物及び建築物の一部を含む。）については、適用しない。

別表第 5 に次のように加える。

久野地区地区整備計画区域	A 地区	地盤面から 22.5 メートル
--------------	------	-----------------

(小田原市地区計画形態意匠条例の一部改正)

第2条 小田原市地区計画形態意匠条例（平成19年小田原市条例第3号）の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。

久野地区地区 計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された小田原都市計 画地区計画久野地区地区計画において地区整備計画が定められた 区域
----------------	--

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和4年9月1日提出

小田原市長 守 屋 輝 彦

(理由)

久野地区地区計画が定められたことに伴い、その区域内における地区整備計画に則した建築物の用途等の制限並びに建築物及び工作物の形態意匠の制限に関し必要な事項を定めるため提案するものであります。

事 件 議 案

議案第 59 号

普通財産の減額貸付について

次のとおり普通財産を減額して貸し付けることについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 6 号の規定により、議会の議決を求める。

1 貸付をする財産 土地

(1) 所 在 小田原市下大井字松葉 75 番 1

(2) 地 目 宅地

(3) 面 積 689.82 平方メートル

2 貸付の目的

旧曾我支所の活用に係る民間提案募集において採用された地域の活性化を図る施設の敷地として使用する。

3 貸付の相手方 小田原市国府津二丁目 4 番 4 号

B L E N D

杉山 大輔

4 貸付の金額 月額 15,210 円

貸付料は、固定資産税評価額が改定する年の翌年の 4 月 1 日に税相当額に改定する。

5 貸付の期間 契約を締結した日から 10 年間（事業用定期借地権設定契約）

令和 4 年 9 月 1 日提出

小田原市長 守 屋 輝 彦

議案第61号

工事請負契約の締結について

令和4年7月22日に制限付一般競争入札に付した山北出張所新築工事について、次のとおり請負契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年小田原市条例第5号）第2条の規定により、議会の議決を求めらる。

- 1 契約金額 236,959,800円
- 2 契約の相手方 神奈川県南足柄市関本368番地
株式会社下田組
代表取締役 下田和孝
- 3 工期 契約に定める日から477日間

令和4年9月1日提出

小田原市長 守屋輝彦